

Title	「ギルドの再評価」と徒弟制度：産業革命前夜のバルセローナにおける絹産業(一七七〇年 - 一八三四年)を一例として
Sub Title	"The return of the guilds" and apprenticeship : silk weavers and hosiers in pre-industrial Barcelona, 1770-1834
Author	山道, 佳子(Yamamichi, Yoshiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2017
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.87, No.1/2 (2017. 7) ,p.107(107)- 138(138)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20170700-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「ギルドの再評価」と徒弟制度

——産業革命前夜のバルセローナにおける
絹産業（一七七〇年—一八三四年）を一例として——⁽¹⁾

山 道 佳 子

一、問題の所在

近年のヨーロッパ史における「ギルドの再評価」をめぐる議論は、経済発展の足枷としてのギルドという古典的な見方を根底から覆し、新しい視点からのギルド研究に道を開いた。⁽²⁾特に、再評価論の中心的存在であったエプスタインが、ギルドの主たる存在理由のひとつに技術教育の場としての役割をあげたことは、親方による若者の労働の搾取や、創造性に欠ける技術伝達という否定的な見方がされがちであったギルドの徒弟制度に、新たな光をあてたと言える。⁽³⁾エプスタインによれば、ギルドをメンバーの独占利益保持のための機関とみるのは、規約などの字句にとらわれた評価であって、そのような強

制力には実際には幻想であることが多い。またギルドが労働市場をコントロールし技術革新に反対したというイメージも、個別のギルドの現実の行動をみると、当局や商人勢力との関係、経済状況などによって柔軟に変化している場合が多く、適切ではない。よって、ギルドがヨーロッパで五〇〇年以上も存続した最大の理由は、熟練労働力の教育と供給のための制度的枠組みとして機能したことにあるというのである。彼は、そもそもアダム・ミスが、前近代手工業の技術は「暗黙知」であるため教育にはコストがかからないと認識したのが間違いであると述べ、教育のコストを分配し、徒弟と親方の双方の意やフリーライディングを抑制する調整機関として働いたギルドの重要性を説く。⁽⁴⁾

このような新たなギルドをめぐる議論のベースとなっている多くの個別研究は、従来のようにギルド規約や法的・制度的文書を中心にした分析ではなく、具体的な都市・業種のギルドを対象として、けっして一枚岩ではない親方たち、その下で働く職人や徒弟、対抗勢力である商人組織、市当局など、関係するさまざまな主体の特質や行動、相互関係を、それぞれの個人や組織の史料から実証しようとしたものである。しかしながら、これらの個別研究が何よりも明らかにするのは、時代、地域、業種によって、それぞれのギルドが個別であり特殊であつて、特定の事例から全体を論ずることはできないということのように思われる。ギルドの有効性をめぐるエプスタインとオーグルヴィの論争も、前者がネーデルラントやイングランドの事例を、後者がドイツ、なかでもヴェルテンベルクのウーステッド業の事例を主たる論拠としていたことに一因があると言えよう⁽⁵⁾。

本稿では、こういったギルドをめぐる議論のヨーロッパ的な広がりの中から、ほとんど取り上げられることのないスペインの事例のひとつとして、バルセローナの絹産業を扱う⁽⁶⁾。一八世紀バルセローナには百を超えるギルドがあり、うちおよそ八〇が手工業ギルドで、絹を扱う

手工業は七つのギルドに組織されていた⁽⁷⁾〔表1〕参照。スペイン継承戦争後のブルボン朝の王権は、社会的財政のコントロールの手段としてギルドを利用したため、この時期のギルドはある意味活性化し、一七三〇年代以降のカタルーニャでは、ギルドによつて統制される生産活動とギルドの統制によらない自由競争による経済活動が共存した。本稿で主に取り上げる絹の織布（ギルドとしては「パール織り職人ギルド」とストックキング製造（ギルドとしては「手編み帽子とストックキングおよび他の針と編み機を使う製品製造者のギルド」、ただし以下の「ストックキング製造者ギルド」とする⁽⁸⁾）は、世紀後半の植民地交易の自由化を受け、輸出向けの贅沢品あるいは「ポピュラックス商品」製造業として大きく成長し⁽⁹⁾、のちに捺染綿布工業や綿織物工業に関わる企業家を多く輩出した分野である。本稿で見ると、両ギルドは一九世紀に入っても多くの徒弟を受け入れ、親方資格を出しつつ、一八三四／三十六年の自由主義政府による解散に至るまで衰退することはなかった⁽¹⁰⁾。このように産業革命期に至るまで有効に機能したと推測されるギルドの実態を明らかにすることは、「ギルドの再評価」の文脈において、広くギルド史研究にとつて有益であると考ええる。

【表 1】 18 世紀バルセローナ市における絹を扱う 7 つの手工業ギルド

	当時の史料での名称 (カタルーニャ語)	ギルド 設立	徴税台帳による親方の数				実際の人数
			1729 年	1770 年	1790 年	1800 年	
ベール織り 職人 (絹の織布工)	<i>velers</i>	1533 年	86	69	87	73	200 人以上 (1764 年)*1
リボン織り 職人	<i>perxers</i>	1505 年	39	34	30*3	30*3	
ストッキング 製造者	<i>barreters d'agulla, fabricants de mitjas y demes maniobras d'agulla y taler (mitgers)</i>	1496 年	45	54	69	69	450 人以上 (1790 年)*2
ベルベット 織り工	<i>velluters</i>	1548 年	45	39	33	32	
飾り紐職人	<i>passamaners</i>	1572 年	53	41	41	43	
絹捻糸工	<i>retorsadors de seda</i>	1619 年	22	32	35	20*4	
絹染色工	<i>tintorers de seda</i>	1619 年	15	14	16	15	

出典：徴税台帳による人数(1729 年)は Molas (1970), pp. 254-256、1770 年以降の人数は筆者の調査による (AHCBC, *Cadastral, Personal*, 1771; 1791; 1801)。

*1：同ギルドが聖木曜日に出した「サンタ・アスピーナ山車行列」信心会の数。Molas (1970), p. 487.

*2：1785 年から 1789 年の 5 年間にギルド総会に出席している親方と新たに親方資格を取得した職人。筆者の調査による。AHPB, V. *Gibert*, 1072/12-13.

*3：ただし、2 つのギルドに属する親方の数は含まない（職人と親方の区別なく 1790 年には 18 人、1800 年には 19 人が申告されている）。

*4：捻糸工ギルドは 1793 年の王令により解散させられたが、徴税台帳には記録が存在する。

また、これまでギルドのコントロール外にあったバルセローナの綿工業と、農村部での毛織物工業を中心に論じられてきたカタルーニャの産業革命とプロト工業化の議論に、ギルドに組織された都市での産業の一例を加えることは、スペインの工業化と近代化のより多面的な理解に繋がるであろう⁽¹²⁾。

スペインにおける近世から近代のギルドを対象とした研究は、ヨーロッパのギルド研究の盛り上がりの中ではかなり遅れたとは言え、ここ数年急速に注目を集めるようになってきている⁽¹³⁾。特にそれまで都市や地方を単位としたローカルな議論にとどまっていたものが、二〇一四年九月のマドリードでの「スペイン経済史学会大会」における部会討論と、そこでの報告論文を中心とした『アレアス』ギルド研究特集号の刊行（二〇一五年⁽¹⁵⁾）、ヨーロッパ労働史研究ネットワークの下部組織としての「スペイン労働史研究ネ

ットワーク」の創設などに力を得て、新たな視点による個別研究や比較研究の試みが出てきている。⁽¹⁹⁾筆者が参加するバルセローナ大学の研究グループ《労働とジェンダー (TIG)》が主催する「労働の歴史」研究大会においても、労働と報酬をテーマとした二〇一五年六月の第一

五回大会において、マドリード、バレンシア、バルセローナの複数のギルドの徒弟契約と報酬について議論がなされ、徒弟の無償労働を定める場合が大半を占める手工業ギルドの徒弟契約について、代償としての技術教育と身分保障、宿泊、飲食その他と、農村から都市に出る機会を与える制度としての機能を考えると、労働の搾取という見方はあたらないのではないかという発言が相次ぎ、賃金という形をとらない労働報酬を合理的に評価する方法を構築する必要がある⁽¹⁷⁾。翌二〇一六年五月の第一六回大会はギルド研究をテーマとして開催され、フランスやイタリアとの比較の視点も入れて、女性とギルドの関係を含め、ギルドおよびギルドメンバーの経済活動全般について議論された。⁽¹⁸⁾後者の報告集は、バルセローナ大学から《労働の歴史研究叢書》の一冊として刊行予定である。⁽¹⁹⁾

本稿はこのような先行研究や議論をふまえ、当該時期

に繁栄したバルセローナ市の絹を扱う手工業を対象として、徒弟制度の実態に接近し、検討を加えることを目的とする。

二、史料と研究方法

本稿では一八世紀バルセローナの絹を扱う七つのギルドから、「ベール織り職人ギルド」と「ストッキング製造者ギルド」を主たる考察対象とし、比較対象として「撚糸工ギルド」に言及する。⁽²⁰⁾前者二つは、先にも述べたように、技術革新や資本主義的生産を取り入れ、市場を睨んだ柔軟な生産により、当該時期に経済的に繁栄した分野であり、ギルドのメンバーや豊かな親方の数も多かった。撚糸業はカタルーニャにおいては近代的な生産様式への移行が起こらず、織布業への統合を望む有力なベール織り親方らの要求と、啓蒙主義政府の政策により、一七九三年の王令でギルドが解散させられている。

基本史料としては、組織としてのギルド文書として、「バルセローナ市歴史文書館 Arxiu Històric de la Ciutat de Barcelona (以下 AHCB と略記)」に収められているギルド規約、徒弟・職人・親方登録名簿、公証人文書として「バルセローナ公証人文書館 Arxiu Històric de Pro-

locols de Barcelona (以下 AHPB と略記)」に、記録した公証人ごとに残されている徒弟契約、親方資格授与記録、ギルド総会議事録を利用する。ギルド文書については、ベール織り職人ギルドは一八三四年にギルド解散令を受けて「リボン織り職人ギルド」「ベルベツト織工ギルド」とともに「絹織物業組合 Col·legi de l'Arte Major de la Seda (CAMS)」に組織されたため、ここに記録が受け継がれ、比較的多くの部分が残っている。一方、ストッキング製造者ギルドについてはほとんど組織としての文書が残っておらず、ギルド規約でさえも、商業委員会 (Junta de Comerç) とのやり取りやギルド総会議事録に、写しや草案を読むことができるのみである。⁽²¹⁾「親方資格授与記録」と「ギルド総会議事録」は、各ギルドの記録担当公証人さえ判明すれば、ほぼ確実に公証人文書として残っているが、「徒弟契約」は親方と徒弟本人、あるいは父か母か保証人の間の私的な契約であり、口答のみで交わされることも多い。⁽²³⁾ベール織り職人ギルドは徒弟契約を公証人の前で作成することを義務づけており、文書が見つかった期間についてはほぼ完全なデータを収集することができたが、ストッキング製造者の徒弟契約は一件も見つけられなかった。

参照することのできた徒弟契約と親方資格授与記録は、ベール織り職人の徒弟契約が一七八二年から一八二四年までの一二二件(九四五人分)、親方資格授与記録が一七七〇年から一八三四年までの六二二件、ストッキング製造者ギルドの親方資格授与記録は一七七〇年から一八一七年までと一八二五年から一八三八年までの計八一八件、撚糸工については徒弟契約が一七六〇年から一六二二年までの二九件、親方資格授与記録が一七六〇年から一七五五年までの五一件である。また、ベール織り職人ギルドの登録名簿からは、一七八八年から一八三四年までの一〇八〇人分の徒弟(および受け入れた親方)の氏名、一八〇七年と一八一八年から三四年までの三二五人分の職人(および雇い入れた親方)の氏名、一七七〇年から一八三四年までの五〇三人分の親方資格取得者の氏名を得た(ただし一七七二、七三、九三、九四、九六から一八〇六、一八〇九から一三、一六、一七、一八二一から二三年については記録が欠けている)。以上のうち、ベール織り職人の徒弟契約と親方資格授与記録、ストッキング製造者の親方資格授与記録の一七九〇年から一八一七年の分の調査は、アンジャルス・スラーとの共同研究として行なった。⁽²⁴⁾

以下、ギルド規約の規定と徒弟契約からギルドにおける技術教育の内容を概観した後、徒弟契約と親方資格授与数の推移を見てから、徒弟契約文書の冒頭に書かれる父親の職業と居住地により、地理的社会的流動性について考察する。つづいて初めて徒弟契約を結ぶ年齢、徒弟から職人を経て親方になった割合、経過した年月などについて考察する。徒弟契約と親方資格授与記録が残っており、ギルドへの徒弟・職人・親方の登録名簿が残っているベール織り職人ギルドについては、これらの情報をつき合わせて個人を特定していく方法により、再現を試みた⁽²⁵⁾。ストッキング製造者ギルドについては、徒弟契約文書がないため、親方資格授与記録とギルド総会の議事録等の内容から、わかる範囲で分析を行なう。撚糸工の徒弟契約と親方資格授与記録については、分析結果を比較対象として参照する。

三、ギルド規約と徒弟契約

これらのギルドでの技術教育についての手がかりを得るために、まずはギルド規約をみてみよう。「ベール織り職人ギルド」の規約（一七三六年）によれば、同ギルドの徒弟は同市に居住する親方の家で連続四年間、親方

の家で寝泊まりし、食事をして修行しなければならない（第一条）。その後、親方になるためには三年間、職人として親方の家で働かなければならない（第三・五条）。親方の息子は、徒弟として四年と職人として三年の修行を免除され、親方の娘婿は職人としての三年間のみ免除される（第四条）。また、いかなる親方も徒弟を一人以上においてはならず、二人目の徒弟については四年間の必要な修業期間に数えない（第六条）、とある⁽²⁶⁾。徒弟の人数を制限するのは、徒弟への教育の質を保障するためという建前であるが、各工房の生産規模を制限する意味もあったと考えられる。実際に徒弟契約のデータを親方別に整理してみると、ほとんどの場合に次の徒弟との契約の間は四年以上空いており、この規定が実効性を持っていたことがわかる。

同様に、「ストッキング製造者ギルド」の規約（一七五二年）によれば、徒弟は親方の家または工房で三年間、その後二年間は職人として修行しなければならず（第三条）、いかなる親方も二人以上の徒弟においてはならない、ただし親方が飾り紐職の親方を兼ねる場合には別にその職業の徒弟をおくことができる（第五条）とある。ストッキング製造業は、正式には「手編み帽子とストッ

キングおよび他の針と編み機を使う製品製造者」であり、有力な親方のなかには飾り紐職を兼ねるものが少なくなかった。また同ギルドは、徒弟あるいは職人としての修行の期間について、「親方の息子や娘婿を他の徒弟と区別しない」と定める（第一五条）。親方の息子には徒弟や職人としての修行を免除するのが通例であり、このように定められているのはたいへん珍しいと言える。

「ボール織り職人」は徒弟契約をギルドの定めた公証人の前で結ぶことを義務づけており、「ストッキング製造者」は親方が三リウラをギルドに支払い、ギルドのリストに登録すると定める。⁽²⁷⁾ バルセローナの繊維産業の職人の賃金についてはデータが残っていないのでわからないが、支払い帳簿が残っている建設業の場合、三リウラは親方ではない職人の五日分（一七七〇年当時）から三日分（一七九八年）の日当にあたる。⁽²⁸⁾ 親方が職人に支払う賃金の規定があるバレンシアの絹織物ギルドの規約（一六八七年）によれば、三リウラはほぼ六日分の職人の日当である。⁽²⁹⁾ なお、ボール織り職人ギルドでは規約には規定がないが、ギルドの徒弟登録名簿によれば、登録料は一リウラ六ソウ（一七八八年以降）であった。⁽³⁰⁾ 親方資格試験の試験料／登録料が、親方の息子や娘婿では

ない場合、ストッキング製造者で六〇リウラ、⁽³¹⁾ ベール織り職人で一〇〇リウラだったことを考えると、徒弟は広い社会層に対して開かれていたが、親方は狭き門だったことが想像される。一七七〇年の一〇〇リウラは、先にあげた同市の建設職人のほぼ年収にあたる（年に一八〇日労働した場合）からである。

また、「ストッキング製造者ギルド」の一七七六年の規約草案をみると、徒弟の登録料の値上げの他、この仕事の職人にはデッサンの素養が求められるので、「商業委員会」が設立したデッサン学校に徒弟が行くことを親方は妨げてはならないという項目（第一三条）と、徒弟期間を終わって職人として登録する際、技術が習得されているかどうかをギルド役員が試験するという項目（第一四条）⁽³²⁾ が加えられている。これらは、ギルドが徒弟期間を技術教育の期間としてはつきりと位置づけていること、またその習得水準にまでギルドが介入しようという意志を持っていたことを示し、たいへん興味深い。しかしながら、実際の修行内容や、徒弟に支払われる賃金の有無、徒弟が親方に支払う費用などの条件については、どちらのギルドの場合も、いずれの規約でも言及されていない。

次に、徒弟契約の内容をみてみよう。文書がほぼ完全に残っているバル織り職人の場合、ギルド規約で義務づけられている契約であることもあり、文面はほぼ同一である。一例を挙げると、一七八二年にバルセローナ近郊マレスマ郡プレミアアの農夫アントン・ブアテリアが息子ペラ（一四歳）をバルセローナ市のバル織り親方ジュアン・マネンに預けた契約において、目的は「バル織りの仕事を習い、その他正当で妥当な限り全ての命令に従い、親方とその家族に仕えるため」とあり、父親は息子が「取り決めた期間、親方の家と仕事から離れないこと」「離れた場合には連れ戻す権利を親方に与えること」、また、親方の家から何かを持ち出した場合には「それを弁償し、中途で家を出て戻らないときには、「バルセローナの慣習に従い、（傍点筆者）、最初の一年分の費用を親方に支払うこと」を約束している。親方ジュアン・マネンはペラを弟子として受け入れ、当該職人の仕事をできる限り教えること、財産の許す範囲内で食べるものと飲むものを与えること、を約束している。⁽³⁴⁾

一七六〇年代の擦糸工の徒弟契約も、文面を含めてほぼ同内容であり、唯一の違いは徒弟が契約を満たさずに親方の家を出た場合に支払う費用が「バルセローナの慣

習に従い、（傍点筆者）、一日あたり一ソウ六デイナー」と明示されていることである。⁽³⁵⁾筆者がスラーとの共同研究で調査した革鞣し業、出版業など他業種の徒弟契約もほぼ同じで、これらの条件が同市の手工業者の間では一般的であったと推測できる。⁽³⁶⁾いずれの場合にも徒弟の契約年限満了を厳しく求めていることからは、エプスタインが言うように、親方にとって徒弟の教育と扶養は大きなコストを伴い、仕事を覚えた徒弟を安価な労働力として使用することで、はじめて初期投資を回収できたことがわかる。⁽³⁷⁾

ここまで見てきたギルド規約や徒弟契約の文書からは、実際に与えられた技術教育の内容がどのようなものであったのかはわからない。しかし、デ・ムンクラが、徒弟修行が専門化して体系的にひとつの職業を学べなくなり、非熟練労働者と変わらなくなっていた事例として、一七世紀パリの金細工師の場合に、親方資格試験の内容が徒弟の修行内容に応じて変更されたと述べているのと比較するならば、⁽³⁸⁾例えばバルセローナのストッキング製造業者の試験はたいへん網羅的であり、全ての受験者に対して、男性用女性用の異なる柄の機械編みストッキング、手編みの帽子、五本指手袋に加えて、壊れた編み機の調

整も要求されていたことが、規約だけでなく親方資格授与記録にも記されている。この記録を信じるならば、独立して工房を運営する親方としての能力が総合的に試されていたと考えられ、徒弟制度による技術教育が形骸化していなかったと言えるだろう。

同ギルドは新しい技術の導入や教育にも積極的だった。以下はギルドの徒弟制度の枠組み外での教育への協力ということになるが、「商業委員会」が機械編みストッキングの生産促進のため、編み機の製作を錠前職人らに教える講座を設置した際、講師を同ギルドの親方数名が引き受けたことが、同委員会の史料に残っている⁽³⁹⁾。また、「商業委員会」の要請に応える形で、同ギルドがストッキングに施す刺繍を教える学校を設立したとの記録もあり、その生徒は全員が女子だったそうである⁽⁴⁰⁾。このような技術教育への柔軟な姿勢は、綿産業などの新しい分野でギルドのコントロール外の生産がさかんになる時代になっても、古くからのギルドが生き残った理由のひとつだと考えられるだろう。

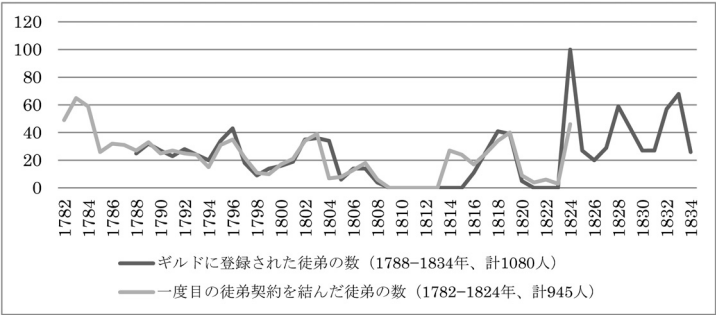
なお、先に述べたとおり（註18参照）、どちらのギルドも女性を徒弟として受け入れることは認めていない。ギルド規約に明確な禁止条項があるのではないが、一八

世紀を通して同市の手工業ギルドに女性の徒弟の例は発見されておらず、そもそも想定されていなかったと考えられる。

四、地理的・社会的流動性と徒弟制度の役割

(1) 徒弟受け入れ数の推移

地理的社会的流動性についてみる前に、本稿で扱うギルドが一八世紀後半になっても衰退していなかった証左として、徒弟受け入れ数の推移をみておきたい。史料に残っているベール織り職人について、ギルドに登録された徒弟の数（一七八八年から一八三四年）と、一度目の徒弟契約を結んだ徒弟の数⁽⁴¹⁾（一七八二年から一八二四年）の推移を表したのが【グラフ1】であり、「徒弟契約」からわかる他の特性を加えて五年ごと（ただし一七八二年から一七八四年は三年間）の数字をまとめたのが【表2】である。一七八二年から一八二四年に徒弟契約を結んだ者の数に、一八二五年から三四年にギルドに登録された徒弟の数を足すと、一七八二年から一八三四年の五三年間に少なくとも一三二八人が同業の徒弟契約を結んでいることになり、年平均で二五人に上る。この数は最後の二〇年間にも、一八二五年から二九年に三五・



【グラフ 1】 ベール織り職人の徒弟受け入れ数の推移(1782-1834 年)

出典：ギルドに登録された徒弟の数：AHCB, *Gremis, Fons Gremial Especial, Velers*, 2B-42-5. 徒弟契約：AHPB, *J. Sanjoan* (1782-1803) ; *J. A. Catà* (1804-1820) ; *M. Lafont* (1820-1824). いずれも Solà/Yamamichi (2015a) の共同研究によるデータから作成。

【表 2】 ベール織り職人の徒弟受け入れ数の推移と特性
(1782-1834 年、徒弟契約およびギルドの登録名簿による)

	徒弟契約 文書数	一度目の 契約の数 (徒弟数)	当該ギルドの 親方の息子	最初の契約に署名 している徒弟の数	後に親方になる 徒弟の数	ギルドへ の登録数
1782-84	192	173	0	128(73.99%)	21(10.94%)	—
1785-89	207	149	0	106(71.14%)	18(12.08%)	57
1790-94	151	116	0	79(68.10%)	12(10.34%)	122
1795-99	129	109	0	66(60.05%)	11(10.09%)	118
1800-04	132	118	0	81(68.64%)	12(10.17%)	140
1805-09	56	45	1(2.22%)	33(73.33%)	2 (4.44%)	38
1814-18	139	127	9(7.09%)	94(74.02%)	23(18.11%)	78
1819-24	116	108	5(4.63%)	88(81.48%)	19(17.59%)	144
1825-29	—	—	—	—	—	178
1830-34	—	—	—	—	—	205
計	1122	945	15(1.58%)	675(71.43%)	118(12.47%)	1080

出典：Solà/Yamamichi (2015a), Cuadro 1, Cuadro 7. (一部改変。後に親方になる徒弟の数については、共同研究のデータより筆者作成)。

六人、一八三〇年から三四年には四一人と、減少していない〔表2〕。

対ナポレオン戦争（一八〇八—一四）下にフランス軍の占領下に入ったバルセローナではギルドが禁止されたため、一八〇九年から一三年には徒弟契約が結ばれておらず、一八二〇年の立憲革命による「自由主義の三年間（一八二〇—二三）」にも同様の政策がとられたため、一八二一年から二三年の契約はほとんど存在しない。しかし、それぞれ一八一四年と一八二四年の契約数が突出していることから、ギルドの活動は非公式に続いており、禁止されていた期間に修行を始めていた徒弟を、解禁直後に公式に受け入れたケースが多くあったと推察される。一七九六年から始まる数年の落ち込みは、対英戦争（一七九六—一八〇二）の開始による植民地交易の滞りなどによる危機に起因すると考えられる。また、親方の息子はギルドが定めた公式の徒弟修行をする必要はなかったが、〔表2〕にみられるように対ナポレオン戦争以降に徒弟契約を結ぶ親方の息子が出るのは、戦争によって父親が死亡したり、工房が生産活動を中止したりしたケースがあったためであろう。徒弟の特性については改めて述べるが、一度目の契約書に自ら署名している徒弟の多

さは注目に値する〔表2〕。

ストッキング製造者については徒弟に関する史料が残っていないため、親方資格授与数とその他の親方の息子の割合を、ベール織り職人のものと比較してみたい〔表3〕。両ギルドの一七七〇年から八九年の二〇年間の数字を比較すると、ベール織り職人が二五五人に対してストッキング製造者は三八七人と一・五倍の新たな親方を認めていること、親方の息子がベール織りでは四〇％近いのに対して、ストッキング製造者では一五％にとどまっていること、続く年代を見るとストッキング製造者は相変わらず多くの親方資格を出しており、親方の息子の占める割合が前の時期に比べると高くなっていること、ベール織り職人ではどの時代においても親方の息子の占める割合がほぼ一定であることがわかる。なお、ベール織り職人の「他都市の親方の加入」は、二四人中二人がマンレザの同業の親方の加入、ストッキング製造者の「行商人や他都市の親方の加入」は、フランス国境に近い山間地サルダーニャからの二人の「バター売り」と、五人のウロットなど他都市の親方の加入である。表には年ごとの授与数をあげていないが、ストッキング製造者の親方資格授与はベール織り職人ギルドに比べ

【表 3】 親方資格授与数と親方の息子・娘婿の割合

3-1. ベール織り職人ギルド
(1770-1834 年、計 737 名、「親方資格授与記録」およびギルドの登録名簿による)

	親方資格 授与数	うち親方の 息子	(%)	うち親方の 娘婿	(%)	他都市の親方の 加入	(%)
1770-89	255	101	39.61	14	5.49	0	0
1790-1808	185	74	40.00	10	5.41	0	0
1814-34	297	126	42.42	27	9.09	24	8.08
計	737	301	40.84	51	6.92	24	3.26

出典：Solà/Yamamichi (2015a). (共同研究のデータより筆者作成)。

3-2. ストッキング製造者ギルド (1770-1838 年、計 818 名、「親方資格授与記録」による)

	親方資格 授与数	うち親方の 息子	(%)	うち親方の 娘婿	(%)	行商人や他都市 の親方の加入	(%)
1770-89*1	387	59	15.25	9	2.33	0	0
1790-1817*2	346	108	31.21	12	3.47	0	0
1825-1838*3	85	37	43.53	0	0	27	31.76
計	818	204	24.94	21	2.57	27	3.30

出典：*1：AHPB, *B. Forés*, 1008/11-13; *V. Gibert*, 1072/11-13 より筆者作成。
*2：Solà/Yamamichi (2016). (ただし今回データから集計し直し、誤りを修正)。
*3：AHPB, *J. Morelló i Mas*, 1222/4-10 より筆者作成。

て不規則で、一七八九年には一六人という異常な数の親方資格を出している。この年の議事録を見ると、同年には国王カルロス四世の即位行事のために特別の支出があり財政的な手当が必要だったため、議論の末、徒弟修行後に職人として働いた年限が足りないひとりの商人への親方資格授与を、割り増しの入会費を納めさせることで認め、この年に限って同じ条件で他の希望者にも親方資格を授与することを決めている。⁽⁴³⁾ 徒弟のうちのどれくらいが親方資格を取得したのかは、ストッキング製造者についてはわからないが、先に見た規約に従えば、親方になった者は誰もが規約に定められた徒弟修行を行っていたことになる。また、特に一七七〇年代から八〇年代においては、新たに親方になった者のうち親方の息子が一五％に過ぎなかったのであるから、異業種の家庭の息子が職人・親方になるための入り口として、徒弟制度はたいへん大きな意味を持ったと考えられる。

これに対して撚糸工では、史料が得られた

期間が異なり、先にあげた二業種と厳密には比較できないものの、一七六〇年から七三年に親方となった五一人のうち、親方の息子が二七人（五二・九四％）を占め、ギルドの開放性は若干低い。それでも残り半数弱には市外出身者や異業種の家庭の息子も含まれ、徒弟制度の役割を軽視することはできない。

(2) 地理的流動性

それではこれらの徒弟たちはどこからやってきたのだろうか。【表4】はスラーとの共同研究から明らかになったベール織り職人の徒弟の出身地を表したものである。ここから第一に、一八〇〇年を境にして前と後では傾向が全く異なり、一七八二年から九九年までは三分の一度にとどまった市内出身者が一八〇〇年から二四年では三分の二に上っていること、第二に市外の出身者はそのほとんどがカタルーニヤ出身であり、絹織物業が盛んな地域を含めてカタルーニヤ外からの流入は皆無に近かったことがわかる。全体を通して徒弟の受入数自体は減少していないが、一七八〇年代から九〇年代にカタルーニヤの各地からバルセローナ市に流入する非熟練労働力の有力な受け皿になっていた絹織物業が、一九世紀に入る

とその性格を失い、時を同じくして市内出身者が増加していることになる。

市外出身者の出身地はカタルーニヤ中の一四六の市町村に分散しており、バルセローナ近郊からフランス国境までの地中海沿岸と、同市を取り囲む周辺地域、およびカタルーニヤ内陸の織物業や他の伝統的産業が盛んであった地域が多いものの、アラン溪谷（二人）や、フランス領を含むサルダーニヤ（一三人）など、フランス国境に近い山間部の小村の出身者も見られる。バルセローナ周辺について多かったのはマレスマ郡（バルセローナから地中海沿岸に沿って北東に広がる豊かな農村地帯、交易で栄えた港町も多い）の出身者で一一九人（二二・五九％）であり、なかでもティアアナやビラサーと言った特定の村の出身者が目立つ。内陸部では、絹織物業が盛んであったマンレザと同市を中心としたバジャス郡（四五人、うちマンレザが二六人）出身者が目立っており、同じ絹織物業が盛んであった町でもレウスやトゥルソーザなどバレンシアに近い南西部の出身者はほとんど見られない。⁴⁹

【表2】からもわかるように、徒弟の中で親方資格を得た者の割合が、対ナポレオン戦争による空白の前は一〇％から一二％台、空白後には一八％程度にとどまって

【表 4】 ベール織り職人の徒弟の出身地（1782-1824 年、計 945 名、徒弟契約による）

	バルセローナ 市内		同市外、カタルー ニャ地域内*		カタルーニャ 地域外		不明		計
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
1782-1789	122	37.89	198	61.49	1	0.31	1	0.31	322
1790-1799	73	32.44	151	67.11	0	0	1	0.44	225
1800-1808	102	62.58	60	36.81	1	0.61	0	0	163
1814-1824	155	65.96	33	14.04	0	0	47	20.00	235
計	452	47.83	442	46.77	2	0.21	49	5.19	945

出典：Solà/Yamamichi (2015a), Cuadro 2. (一部改変)。

*：司教区を基準とした史料の記述に従い、カタルーニャの司教区に属するフランス領サルダーニャの 6 つの村の出身者 7 名はカタルーニャ地域内出身者に数えている。

いることを考えると、親方になれない（あるいは、なることを目指さない）多くの若者が、特に一七八〇年代から九〇年代にかけて、カタルーニャ内の各地から流入していたことがわかる。それでは、市外出身の徒弟が親方になるのは、市内出身者よりも困難だったのだろうか。徒弟契約と親方資格授与記録の両方を確認することのできた一一八人（徒弟修行を経て親方になった者）をみると、対ナポレオン戦争以前に徒弟契約を結んだ七六人のうち市内出身者は三二人（四二・一一％）、市外出身者は四四人（五八・八九％）で、一八一四年以後に最初の徒弟契約を結んだ四二人のうち市内出身者は三一人（七三・八一％）、市外出身者は四人（九・五二％）、史料に出身地の記載がないものが七人（二六・六七％）だったので、その傾向は否めない。⁽⁴⁵⁾

このような市外出身の徒弟は、契約期間を終えると地元に戻る者もあれば、バルセローナの工房で職人として働く者も、技術を持った労働者としてギルドのコントロール下でない綿工業の工場などで働く者もいたと推測される。⁽⁴⁶⁾ 徒弟修行を終えて職人として市内の工房で働くためには、ギルドへの登録が必要であり、登録した職人の名簿が残っている期間（一八〇七、一八一八―三四年）

に限れば、その割合を知ることができる。この職人名簿を徒弟リストと突き合わせると、一八一四年から一八年までに最初の徒弟契約を結んだ一二七人のうち、ギルド規約が定める四年間の徒弟を終え、一八一八年以降に職人としてギルドに登録しているのは五一人で、四割にとどまる⁽⁴⁷⁾。残念ながら、現時点では職人としてギルド内にとどまらなかった者のその後を辿ることはできず、地域内での技術の伝播へのギルドの徒弟制と職人の移動の寄与について評価することはできていない。

なお、ストッキング製造者については、先にも述べたように徒弟についての史料が残っておらず、親方資格授与記録でも多くの親方資格を出した年を中心に全体で四割を超える文書（八一八件のうち三三八件）に出身地の記載がなかったため、地理的な流動性への評価については判断を留保したい。出身地の記載があった文書だけを見ると、新たに親方になった者のうち、市内出身者の割合は一七七〇年から八九年と一八二五年から三八年の間はおよそ三分の二で、一七九〇年から一八一七年の間は八五%に上った。また市外出身者の出身地にはベール織り職人とはほぼ同様の特徴が見られた。

惣系工の徒弟は、史料を見ることができた二九人のう

ち一〇人が市外出身で、この一〇人の出身地は、内陸部のビツク周辺（ウゾーナ郡）が四人、トレン（パリヤースージュサー郡）など山間部とレウス市が二人ずつ、現在はバルセローナ市に併合されている同市近郊が一人だった。また、先に一七七〇年から一八一七年に公証人文書として登録された遺言書を使用して、絹を扱う手工業者全体の地理的・社会的出自を調査した際にも、市内出身者はやはり三分の二に上った⁽⁴⁸⁾。

このようなギルドの徒弟修行という形をとった若年人口の移動は、カタルーニャの中でも必ずしもバルセローナ市だけに田舎から人口が集まるという形ではなく、よりローカルなレベルでの地方都市への移動を含めて、大規模に行われた⁽⁴⁹⁾。バルセローナの場合に市外出身者の出身地を細かく見ていくと、特定の小村や地方都市の出身者が多く見られ、既存の人間関係やネットワークを利用した移動だったと予想される。移動範囲は意外に広域におよぶが、国境を越えることはあっても、カタルーニャという共通の言語・文化・制度の圏内にとどまっている⁽⁵⁰⁾。この点は、親方の場合でも市外出身者の占める割合が多かったマドリードのギルドや、他地方出身者や外国人も見られたバレンシアの絹織物業ギルドと比べると、カタ

ルーニャにおける地理的流動性の特徴だと言えよう。⁽⁵¹⁾

(3) 社会的流動性

ギルドの徒弟制度を技術伝承のシステムとして評価する議論は、対象とするギルドが当該ギルドの親方の息子以外の多くの若者を受け入れ、技術教育を行っていたことを前提とする。本稿で扱うギルドの開放性の度合いについては先に述べたが、以下にベール織り職人の徒弟とストッキング製造とベール織りの親方の父親の職業の分析を通して、ふたつのギルドがどのような職業の家庭の若者を受け入れていたのかを見ていきたい。

まずベール織りの徒弟の父親の職業（表5）を見てわかることは、親方以外のベール織り職人をはじめとして絹を扱う手工業者の息子はけっして多数ではなく、変動はあるが一五%にとどまっていること、その他の繊維・服飾までを含めても全体の四分の程度であって、ひと言で言えば広く関係のない職業の家庭から集まって来ていることである。そのなかでは一八〇〇年以降にそれまでの四割以上から二割以下へと激減するものの、農家の息子たちの割合が目立っている。先の地理的出自の分析とあわせて考えれば、一八〇〇年以前にはベール織

り職人の徒弟が、バルセローナに出て働こうとする市外の農家の息子の受け皿となっていたこと、一八世紀末の危機を境として同業はそれまでの吸引力を失うものの、徒弟の数は総体として減らず、代わって息子をベール織りの徒弟に出す市内の他業種の手工業者や商人・商店主が増えたと言える。理由としては、バルセローナ市の住民にとってはギルドの一員であることの意味はそれなりに大きく、一八世紀末からの経済危機や産業形態の変化によって衰退した他の業種の手工業者が、息子をより将来性のあるベール織りの徒弟に出したこと、あるいは植民地交易なども含めて生産品の取引も行っていた同業が、商人の息子の修業先として意味を持ったことなどが考えられる。

ストッキング製造者については、徒弟にどのような家庭の出身者が多かったのかはわからないが、【表6】に示した親方の父親の職業を比べてみると、同ギルドはベール織り職人ギルドよりもはるかに多様な社会層に開かれていたこと、すなわち新規参入がある程度容易であり、かつ魅力的であったことがわかる。特に新たに親方資格を得た者のうちの親方の息子の割合が一五%程度であった七〇年代から八〇年代においては、農家の息子に限ら

【表5】 ベール織り職人の徒弟の社会的出自
(1782-1824 年、計 945 名、徒弟契約による)

父親の職業	1782-89 年		1790-99 年		1800-08 年		1814-24 年		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
バルセローナのベール織り*1	18	5.59	12	5.33	17	10.43	20	8.51	67	7.09
他都市のベール織り・絹織物業	7	2.17	11	4.89	5	3.07	6	2.55	29	3.07
その他の絹を扱う職人	13	4.04	10	4.44	12	7.36	16	6.81	51	5.40
繊維・服飾	40	12.42	22	9.78	24	14.72	23	9.79	109	11.53
その他の手工業および建設業	50	15.53	33	14.67	30	18.40	47	20	160	16.93
商人・商店主	11	3.42	10	4.44	14	8.59	29	12.34	64	6.77
専門職	13	4.04	6	2.67	7	4.29	2	0.85	28	2.96
農業	131	40.68	99	44	31	19.02	18	7.66	279	29.52
その他*2	33	10.25	22	9.78	22	14.72	34	14.47	111	11.75
不明	6	1.89	0	0	1	0.61	40	17.02	47	4.97
計	322	100	225	100	163	100	235	100	945	100

出典：Solà/Yamamichi (2015a), Cuadro 3. (一部改変し、1 段目から 3 段目の分類を加えた。)

*1：当該ギルドの親方の数は【表2】参照、それ以外は、親方ではない職人。

*2：その他：パン屋や居酒屋などの食品業、運輸などのサービス業、漁師・海運・港湾労働者、軍人や役人、父親が不明の私生児など。

ず、あらゆる業種の家庭にとって同業種が社会的経済的上昇の機会を提供していたと言える。一七九〇年以降は記載のない文書が多く評価がしにくいのであるが、一七八九年までの三八七人についてみるならば、その他の手工業および建設業（六九人）の内訳は皮革（一五人）・金属（一〇人）・建設（一八人）などで、「その他」にカウントしている食品業（一九人）や漁業・海運（一七人）も多く、専門職（外科医や薬店主など二二人）の存在も無視できない。⁵²⁾

こう考えると、一八世紀後半から一九世紀初頭の手工業ギルドが、一種の技術専門学校のような役割を果たし、異なる職業間での労働人口の流動を可能にしていたという仮説が成り立つのではないだろうか。しかし他方、同業の（親方ではない）職人の息子が徒弟を経て親方になる割合は低く、例えばベール織り職人の場合、親方でないベール織り職人の息子

【表 6】 親方の社会的出自

6-1. ベール織り職人ギルド（1770-1834 年、計 622 名、「親方資格授与記録」による）

父親の職業	1770-89 年		1790-1808 年		1814-34 年		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
当該ギルドの親方	67	42.68	73	40.11	120	42.40	260	41.80
上記以外の絹産業の親方・職人	4	2.55	5	2.75	31	10.95	46	7.40
繊維・服飾	12	7.64	8	4.40	15	5.30	35	5.63
その他の手工業および建設業	13	8.28	19	10.44	25	8.83	57	9.16
商人・商店主	5	3.18	8	4.40	15	5.30	28	4.50
専門職	2	1.27	4	2.20	2	0.71	8	1.29
農業	44	28.03	50	27.47	23	8.13	117	18.81
その他	9	5.73	5	2.75	18	6.36	32	9.94
不明	1	0.64	4	2.20	34	12.01	39	6.27
計	157	100	182	100	283	100	622	100

出典：Sola/Yamamichi (2015a), Cuadro 6. (一部改変、【表 3】と数が異なるのは、史料を「親方資格授与記録」に限っているためである。)

6-2. ストッキング製造者ギルド（1770-1838 年、計 815 名、「親方資格授与記録」による）

父親の職業	1770-89 年		1790-1808 年		1814-17、25-38 年		計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
当該ギルドの親方	59	15.25	76	26.12	69	49.29	204	24.94
上記以外の絹産業の親方・職人	17	4.39	13	4.47	8	5.71	38	4.65
繊維・服飾	56	14.47	12	4.12	7	5	75	9.17
その他の手工業および建設業	69	17.83	26	8.93	5	3.57	100	12.22
商人・商店主	27	6.98	7	2.41	7	5	41	5.01
専門職	12	3.10	0	0	2	1.42	14	1.71
農業	50	12.92	24	8.25	10	7.14	84	10.27
その他	70	18.09	7	2.41	6	4.26	83	10.15
不明	27	6.98	126	43.30	26	18.57	179	21.88
計	387	100	291	100	140	100	818	100

出典：【表 3】 3-2 に同じ。ただし 1790 年から 1817 年については共同研究によるデータを利用して筆者作成。

で親方になった者は、一七七〇年から八九年に一人、一七九〇年から一八〇八年に三人、一八一四年から三四年に五人にとどまる。このように一代で成功して富を築き上げる親方や、反対に没落する親方もいた一方で、社会的な地位までを含めた流動性は限定的なものであった。⁽⁵³⁾

五、若者の人生サイクルにおける徒弟修行

以上のことから、少なくとも本稿で分析した時代と業種において、ギルドに組織された手工業は、親方の息子が父親の職業を工房で見習って覚えそれを継承していくといった、閉ざされた職業の継承が繰り返される世界ではなく、多様な業種の家庭の子供や市外出身者にも開かれていたこと、その参入と職業の伝承を支えていたのが徒弟制度だったことがわかる。それでは、他の業種や地域から手工業の世界に入ってくる場合、実際に若者は何歳くらいで初めての徒弟契約を結び、どれくらいの年月を経て親方になったのだろうか。

若者が徒弟に入る年齢を明らかにすることは、徒弟制度の機能を正しく捉え、若年労働の意味を考えるために、決定的に重要であるとウォリスたちは言う。職業教育や社会化を主に担ったのは、生みの親の家なのか奉公先の

親方の家なのか、最初の徒弟契約を結ぶ前にすでに労働経験を持っていたのか、どのような能力を習得していたのか、といった問題を考える手がかりになるためである。また、徒弟の年齢は、徒弟制度そのものの歴史のな解釈にも影響すると彼らは言う。幼い子供の徒弟は、親方に収奪される脆弱なイメージに繋がり、青年の徒弟は、経済的にも文化的にも独立して、ときには政治的な扇動も行うような、⁽⁵⁴⁾反抗的な存在としてイメージされがちからである。

以下、バルセローナについては、徒弟の年齢についての先行研究も体系的な史料も存在しないため、⁽⁵⁵⁾この問題を考える糸口を提供することを目的として、筆者がスラーとの共同で行ったバル織り職人についての調査結果を紹介し、撚糸工の例とあわせて考察する。

バルセローナのペール織り職人の徒弟契約のほとんどに徒弟の年齢への言及はないのであるが、一七八二年に結ばれた五〇件の契約のうち早い時期の九例に年齢の記載があり、それによれば一四歳が四人、一七歳が二人、一三歳・一五歳・一六歳が一人ずつ（平均は一四・八九歳）だった。また、残り四一件のうち四〇件には二五歳未満であると記されていた。⁽⁵⁶⁾これ以外の時期については、

一八二四年以降の親方資格授与記録に洗礼を受けた教会と年月日の記載がなされるようになったため、この情報から、徒弟契約と親方資格授与記録の双方が現存する(後に親方になった)徒弟一一八人のうちの三一人について、最初に徒弟契約を結んだ年齢を割り出すことができた。親方になったのが一八二四年以降なので、いずれも最初の契約を結んだのが一七九五年から一八二四年の間(うち二八人は一八一四年以降)と、時期が限定されてしまうのであるが、徒弟に入った年齢は一六歳が一〇人、一五歳が六人、一四歳が五人、一八歳と一九歳が三人ずつ(平均一五・九四歳)だった。この二つのデータ群に代表性があるとするならば、若者がバルセローナのパール織り職人の親方の下に徒弟に入った平均的な年齢は、一七八〇年頃には一四歳から一五歳、一九世紀初頭のナポレオン戦争後には一六歳前後だったことになる。⁽⁵⁷⁾

ヨーロッパの多様な事例と比較すると、この一四歳から一六歳という年齢はほぼ平均的であると言える。⁽⁵⁸⁾

時期も異なり件数も限られているが、一七六〇年から六二年の撚糸工の徒弟契約では、二九件のうちの二七件に年齢の記載があり、一四歳が一四人、一五歳が八人、一二歳と一七歳が二人、一八歳が一人(平均一四・五二

歳)と、パール織り職人の事例から得られた結果よりも若干若かった。⁽⁵⁹⁾ 数字だけを見ると違いは僅かにも思えるが、他の特性にはより大きな差異が見られ、例えば徒弟が最初の契約に署名をしている割合は、パール織り職人の場合に驚くほど高く七〇%前後(表2)参照)だったのに対して、撚糸工の場合は三四・四八%にとどまった。パール織り職人の徒弟が最初の契約に署名している割合の高さは、彼らが修行を始める前に読み書きなどの教育を受けているか、署名を必要とされる労働経験があることを意味しており、彼らの人生サイクルの中での特修の位置づけを考える上でたいへん興味深い。

このような差異はどこから生じるのか。糸縫りという仕事の性格や署名率が低いことから、撚糸工の徒弟には田舎の農家の出身者が多いのではないかと考えてしまいがちだが、実際にはそのようなことはなく、農家の息子は四人(一三・七九%)のみで、社会的出自はパール織り職人と同様に多岐に及んでいた。しかし、二九人の撚糸工の徒弟のうち、一七七五年までに親方になったことが確認できたのは一人だけで、徒弟から親方になる割合は、パール織り職人の一〇%から一二%という数字(表2)参照)と比べてたいへん低かった。親方資格授

与記録の側から見ても、先に述べたように、一七六〇年から七五年までに資格を得た親方五一人のうちの二七人が同ギルドの親方の息子であり、ここで論じている他の二つのギルドよりも閉鎖的だった。ギルドの閉鎖性が高い場合に、徒弟に入るといふ行為が、社会上昇や技術習得の機会としてよりも労働契約として捉えられ、労働経験や教育レベルの低い者が集まったのだろうか。しかし、この仮説を証明するためには、他の業種を含め、より多くの事例を比較検討する必要があるだろう。

最後に、一度目の徒弟契約から親方資格を得るまでに要している年月は、徒弟から親方になった一一八人のベール織り職人のうち、極端に不規則な八例を除いた一一〇人について見ると、平均一二・二年で、バレンシアの絹織物ギルドの場合とはほぼ同じだった。⁽⁶⁾ただし、一七八二年から一七九九年までに徒弟に入った六〇人の平均では一四・一八年、一八〇〇年以降の五〇人の平均では九・八二年と、明らかに変化している。ギルド規約が定める徒弟と職人としての修業期間はそれぞれ四年間と三年間だったことを思い出すと、一八世紀には二倍近い年月を要していたのに対して、一九世紀になると規約の最低年限に近づいている。しかし、この時期になると、有力な

親方に雇われて職人のように働く親方が多く出てくることもわかっており、必ずしも親方としての独立が容易になったと判断することはできない。

六、結 論

最後に以上の分析からわかったことを簡単にまとめ、若干の考察を加えたい。本稿で対象としたバルセローナの絹のベール織り職人ギルドとストッキング製造者ギルドは、いずれも本稿で対象とした時期を通じて徒弟を受け入れ、親方資格を出しつづけており、度重なる危機や経済状況の変化の中でも、有力なギルドとして存続し続けた。徒弟や親方の出自が多様で、かつ時代とともに変化していることから、手工業者の集団がけっして固定的ではなく、時代の要請を受けて常に変化していること、ギルドによって割合や属性は異なるが、ある程度柔軟に他業種や市外からの参入を受け入れていることがわかった。ベール織りやストッキング製造のように技術の熟練を必要とする職種において、外部からの参入を支えているのは徒弟制度であると言え、カタルーニャ地域内での社会的地理的な流動性を実現するために、本稿で対象としたような手工業ギルドが果たした役割も確認すること

ができた。しかし、徒弟修行を終えて職人としてギルドに残ったのがベール織り職人の場合で（暫定的な見積もりではあるが）四割程度、親方になったのが一二％程度とすると、ギルドを離れた若者にとって徒弟制度がどのような意味を持ったのかという視点も無視できない。今回はこれを明らかにするには至らず、技術教育におけるギルドの役割をよりの確に評価するために、今後、徒弟修行の内容と合わせて、徒弟のその後を解明する手がかりとなるような史料を探していく必要がある。

また当然ながら、徒弟制度は技術教育と若年労働の二つの側面を持っており、技術教育制度として理想化して語ることはできない。労働契約としてみようとするれば、徒弟契約の史料からわかることにはあまりに限界があり、文書での契約が残っていない職種の方が圧倒的に多いことを考えると、やはり他の地域や他の職種、農業労働や家内労働などを含めた他の職業形態の若年労働の条件と比較することを通して、ある程度の推測を含めて考察していく以外にないだろう。その意味でも、先に紹介したバルセロナでの第五回「労働の歴史」研究大会（二〇一五年）で行ったような比較研究を、今後も続けていきたい。

問題の所在であげたカタルーニャの産業化へのギルドに組織された手工業の寄与という点については、今後、親方たちの「死後財産目録」などの分析から、生産形態や交易の実態、資本蓄積の可能性について明らかにし、また徒弟修行を終えた職人たちのその後なども明らかにする史料を見つけることができれば、本稿で扱ったギルドの徒弟制度のあり方と合わせて考えることにより、評価を定めることができるのではないかと考えている。

註

- (1) 本稿は平成二五年度塾派遣留學（慶應義塾大学）および平成二八年度学事振興基金（同）による研究成果の一部である。また本稿に関わるスペインでの調査および研究発表の多くは、スペイン経済産業競争力省の助成による研究プロジェクト「カタルーニャにおける危機と労働市場の再構築（一七六〇—一九六〇）」の枠内で、アンジヤルス・スラーとの共同研究として行ったものである。調査のうち共同で行ったものと個人で行ったものの別は、注などにより明示する。（*Esta investigación se ha llevado a cabo dentro del proyecto HAR 2014-57187-P “Crisis y reconstrucciones de los mercados de trabajo en Cataluña (1760-1960). Ocupaciones, culturas del trabajo y estrategias adaptativas”, financiado por el Ministerio de Economía, Industria y Competitividad. Y gran parte de este artículo es*

futo de una investigación conjunta realizada con Àngels Solà en el marco de este proyecto.)

- (2) キルートの再評価とらる立場に立つ新しい視点からのキルト研究とこいつを以てを参照。Epstein, S. R. (1998), “Craft Guilds, Apprenticeship and Technological Change in Premodern Europe”, *The Journal of Economic History*, 58 (同論文は Epstein/Prak (2008) に再録されているため以下 Epstein (1998/2008) と表記)。再録文献の頁数をあてる) ; Epstein, S. R./Prak, M. (eds.) (2008), *Guilds, Innovation and the European Economy, 1400–1800*, Cambridge ; Lucassen, J./De Moor, T./Van Zanden, J. L. (eds.) (2008), *The Return of the Guilds. (International Review of Social History Supplements, 16)*, Cambridge ; Prak, M./Lis, C./Lucassen, J./Soly, H. (eds.) (2006), *Craft and Representation in the Early Modern Low Countries : Work, Power, and Representation*, Aldershot. 有用なまじゅうこいつ、唐澤達之(二〇一〇)「ヨーロッパギルド史研究の一動向——オーグелヴィーとエプスタインの論争を中心に——」『産業研究(高崎経済大学附属研究所紀要)』45巻2号。また、両者の論争を Oglivie, S. C. (2004), “Guilds, Efficiency, and Social Capital Evidence from German Proto-industry”, *Economic History Review*, 57 ; Epstein, S. R. (2008), “Craft Guilds in the Pre-modern Economy : A Discussion”, *Economic History Review*, 61 ; Oglivie, S. C. (2008), “Rehabilitating the Guilds : A Reply”, *Economic History Review*, 61, 1.

「ギルドの再評価」と徒弟制度

- (3) エプスタインによる経済的視点からの評価に加え、社会的・文化的観点からの分析を含めた徒弟制度の研究とこいつ De Munck, B. (2007), *Technologies of Learning: Apprenticeship in Antwerp Guilds from the 15th century to the End of the Ancien Régim*, Turnhout ; De Munck, B./Kaplan, S. L./Soly, H. (eds.) (2007), *Learning on the Shop Floor : Historical Perspectives on Apprenticeship*, Oxford.

- (4) Epstein (1998/2008), pp. 54–57, 60–62. また徒弟制による技術教育は、のちに徒弟や職人の移動により技術の伝播をいながら、技術革新にも大いに貢献したとする。*ibid.*, pp. 74–76.

- (5) ルカ・モカレッリは、オーグелヴィーがギルドを経済発展の足枷とみるのは、家庭内で技術が伝えられていたようなドイツ農村部の粗野なウーステッド織物を対象として論じているためであり、イタリアの都市ギルドにおける奢侈品製造業のように、ギルドによる技術伝承が大きな役割を果たす事例が参照されていないと指摘する。Mocarelli, L., “Guilds Reappraised : Italy in the Early Modern Period”, in Lucassen/De Moor/Van Zanden (eds.) (2008), p. 173. この点で、イタアラマ(カタルーニャ内陸部)の毛織物業を対象とし、都市のギルドを避けて農村部で工業化が進んだという従来の見方を否定して、プロト工業化の中でのギルドの役割を論じたジャウメ・トラスの先駆的な業績は改めて見直されるべきであろう。Torrás, J. (1992), “Gremio, familia y cambio

económico. Pelaires y tejedores en Igualada (1695-1765)", *Revista de Historia Industrial*, 2, pp. 11-30; idem. (1999), "Gremis i indústria rural a la Catalunya moderna", in AAVV, *Doctor Jordi Nadal. La industrialització i el desenvolupament econòmic d'Espanya*, Barcelona.

- (6) バルセローナの絹産業の規模について、統計の数字には幅がありひとつの目安にすぎないが、スペインの主要産地の一八世紀最後の三分の一世紀における織機の数を比較すると、絹布の織機／リボン織機／ストックキング編み機の順に、トレドでは一七六台／二一三〇台／二二台、グラナダでは二〇〇台／四五〇〇台／二〇〇台、バレンシアでは二五二二台／三〇〇〇台／九二二台、バルセローナでは五二四台／二七〇〇台／九〇〇台となり、リボンやストックキングの生産に強い新興生産地バルセローナの特徴がわかる。Nadal, J./Benaül, J. M./Sudrià, C. (2003), *Atlas de la industrialización española, 1750-2000*, Madrid, p. 42.

- (7) 一八世紀のバルセローナでは絹を扱う七つの手工業ギルドがそれぞれ生産と販売の特権を持っていたが、バレンシアにおいては生糸および絹織物の生産は同市内外をあわせて一つのギルド(コレヒオ)の管轄下におかれたヨーロッパの絹産業の中心地の一つで研究が進んでいるイタリアのボローニャでは、絹に関わる生産工程の大半を傘下におくアンブレラ・ギルドであるアルテ・デッラ・セタが生産の調整を担い、単独のギルドが構成されたのは織布(一五八九年)と製糸(一六七三年)のみだ

った。またバルセローナにおいては絹を扱う手工業ギルドの親方から、多くの資本主義的企業家が出てくるが、ボローニャに限らず北イタリア諸都市では、中世後期以降セタイオリと呼ばれる商人企業家が絹産業全般をコントロールし、親方の大半が自立的な経済活動の機会を失っていたことであり、商人との関係がその後の産業化との関わりに大きな意味を持つことがわかる。バルセローナについて：山道佳子(二〇一四)『ギルド社会における職業と家族―産業革命前夜のバルセローナにおける絹産業(一七七〇―一八一七)―』『スペイン史研究』二八号、六四―八三頁、バレンシアについて：Franch, R. (2000), *La sedería valenciana y el reformismo borbónico*, Valencia; idem. (1996), "La sedería valenciana en el siglo XVIII", *España y Portugal en las rutas de la seda. Diez siglos de producción y comercio entre Oriente y Occidente*, Barcelona; ローヴィヤビゴス：Pfister, U., "Craft Guilds, the Theory of the Firm, and Early Modern Proto-industry", in Epstein/Prak (2008), pp. 42-43; Lis/Soly (2008), pp. 97-98 など参照。

- (8) スтокキングが同ギルドの管轄に入ったのは一七四五年代以降であるが、一八世紀後半の主要生産品は機械編みストックキングであり、当時の史料においてもほとんどの場合に「ストックキング製造者」と呼ばれている。

- (9) 「ポピュラックス」とは、フェアチャイルズが一八世紀パリの製造業の発展を消費革命との関連で論じた中で生み出した造語で、贅沢品の廉価な一般向けコピーをさ

す。Fairchild, C. (1993), "The Production and Marketing of Populuxe Goods in Eighteenth-Century Paris", in Brewer, J./Porter, R. (eds.), *Consumption and the World of Goods*, London/New York, pp. 228-248. リスモンリーは、このような「ポピュラックス」繊維製品が輸出向けに生産される場合の生産形態（商人を中心とした問屋制家内工業か、ギルド親方を中心とした下請けか）に注目し、これがその後の産業化を可能とする資本蓄積に大きく関連する点を論じる。Ils, C./Solà, H. (2008), "Subcontracting in Guild-based Export Trades, Thirteenth-Eighteenth Centuries", in Epstein/Prak (2008), p. 84.

なお、一八世紀後半のカタルーニャの経済発展の全体にあって植民地市場の自由化がもたらした意味は限定的であるとの見方が一般的であるが、絹産業（とくにこの中で扱う絹のストックキング）については、多くの小規模生産者が植民地との直接取引を主として行っていたことや、植民地における輸入絹製品を国産品で代替するために、王権により振興策や交易における優遇策が出されたことがわかっており、自由化の影響が大きかったことは否定できない。カタルーニャの絹と植民地交易との関連については、研究の蓄積がないため、今後の課題のひとつである。スペインの植民地交易と絹産業について、Muñoz, D. (2016), "La seda en el comercio colonial español de la segunda mitad del siglo XVIII", *Congreso Internacional. Las Rutas de Seda en la Historia de España y Portugal*, Universitat de València, 26, 27 y 28 de octubre 2016; García-

Baquero González, A. (1972), "Comercio colonial y producción industrial en Cataluña a finales del siglo XVIII", in Nada, J./Tortella, G. (eds.), *Agricultura, comercio colonial y crecimiento económico en la España contemporánea*, Barcelona, pp. 268-29. カタルーニャの産業化と植民地交易について、Delgado, J. M. (1995), "Mercado interno versus mercado colonial en la primera industrialización española, *Revista de Historia Económica*, XIII, pp. 11-31; Valls, F. (2003), *La Catalunya atlàntica. Aiguadents i texits a l'arenada industrial catalana*, Vic. ヴェルヤローナのストックキング製造者の植民地への直接取引について、Yamanichi, Y. (2017 en prensa), "Los fabricantes de medias de seda en la Barcelona pre-industrial, 1770-1808", in Solà, A. (ed.), *Gremios, trabajo, artesanos y género en el sur de Europa, siglos XVI-XIX*, Barcelona.

(10) 絹を扱うギルドの親方を中心として設立した捺染綿布工場の例として、ベール織親方ジュゼップ・カナレータとミケル・ビディエリヤスらによるジュゼップ・カナレータ会社（一七五三年）、ベール織親方ミケル・フルマンティール、毛織物織元フランセスク・ジュスト、ストックキング製造親方ジュゼップ・サバテー・イ・リヨピスらによる会社（一七五九年）、ベール織親方イジドラ・カタラー、ニコラウ・シビリーヤ、反物商で登録商人のアントニ・シスベールらによるイジドラ・カタラー会社（一七六二年）、ベール織親方マヌエル・アルマンゴルによる会社（一七六六年）など。山道（二〇一四）六四

—六五頁；Molas, P. (1970), *Los gremios barceloneses del siglo XVIII*, Madrid, pp. 425-442; La Force, J. C. (1965), *The Development of the Spanish Textile Industry, 1750-1800*, Berkeley, pp. 11-12. バルセローナの綿工業の創業者・共同出資者の来歴について Thomson, J. K. J. (1992), *A Distinctive Industrialization. Cotton in Barcelona 1728-1832*, Cambridge, pp. 148-160.

- (11) なお、政府による解散命令は、生産と流通を独占的にコントロールする組織としてのギルドの解散を意味しており、生産者団体としての組織の解散が命じられた訳ではない。また、徒弟制度についても同時に消滅してはならず、本稿で扱うバルセローナの絹織物業（ペール織り職人）では少なくとも一八四五年まで徒弟契約文書が確認された。

- (12) 奥野良知 (二〇〇一) 「一八世紀カタルーニャの地域工業化—産地形成と業種転換を中心に—」『社会経済史学』、同 (二〇〇八) 「一八世紀のスペイン補説14 小さなイングランド—カタルーニャの工業化とその要因—」関哲行・立石博高・中塚次郎編『歴史大系 スペイン史1』(山川書店)、四二四—四二六頁、同 (二〇一一) 「スペインの地域的多様性—カタルーニャの工業化の歴史的要因を中心に—」加藤里美・中垣勝臣編『全球化社会の深化—異文化を巡る化合・還元・融蝶』(成文堂) など。
- (13) ニエトとソフィオはスペインにおける研究の遅れの一因として、問題意識が遅れて伝わったために、ギルドの有効性をめぐる論争の影響を受け、有効であるのか否か、

技術革新に対してプラスであったのか否かといった二項対立的な議論に終始してしまつたとをあげる。 Nieto Sanchez, J. A./Zofio Llorente, J. C. (2014a), “El retorno gremial: una vision desde el Madrid de la Edad Moderna”, comunicacion al XI Congreso Internacional de la Asociacion Española Historia Económica. 参看、一八世紀バルセローナのギルドを総論として扱ったペラス・モラスの古典的研究の持つ意味や、先にあげたトーラスの研究の先駆性を否定する訳ではないが、これらがスペインにおいてギルド研究を活性化するには至らなかった。モラスの大著は絹産業ギルドに関する記述も詳しいが、残念ながら近年の新たな視点による研究の進展に比べるとではない。 Molas, (1970); Torras (1992); idem. (1999).

- (14) XI Congreso Internacional de la AEHE, Sesión 5: Gremios y corporaciones laborales en la transición del feudalismo al capitalismo. Siglos XIII-XIX, CUNEF, Madrid, 4 y 5 de septiembre 2014.

- (15) Areas. *Revista internacional de ciencias sociales*, 34 (2015): Gremios y corporaciones laborales en la transición del feudalismo al capitalismo. Siglos XIII-XIX. (<http://revistas.unm.es/areas/>).

- (16) 特にニエトを中心としたマドリード自治大学のグループと、フランクを中心としたバレンシア大学近世史グループの研究は特筆に値する。具体的成果については以下、本論の註(29)・(36)・(51)を参照。

- (17) *XV Jornadas de Historia del Trabajo*: “Los tratos del trabajo : salarios y otras formas de remuneración (s. XVIII-XX)”, Universitat de Barcelona, 3 y 4 de junio 2015. (報告集未刊行)

- (18) *XVI Jornadas de Historia del Trabajo*: “Gremios, colegios, trabajo y género. Agremiados, colegiados y aresanos, siglos XVI-XIX”, Universitat de Barcelona, 30 y 31 de mayo 2016. フランス・イタリヤなどの一部都市ではリネンや絹の織物などの分野を中心に複数のギルドの中に女性の参加が認められる例(一八世紀のナント・ボローニャ・ケルンなど)や、女性だけのギルドが組織される例(パリ・ルーアンなどの女性裁縫師ギルド、ルーアンのリネン織物ギルドなど)が存在するが、スペインでは近世後期以降ギルドへの女性の参加は認められず、公式の徒弟制度からも排除された。近世ヨーロッパの女性労働とギルドについて Crowston, C. (2008), “Women, Gender and Guilds in Early Modern Europe : An Overview of Recent Research”, Lucassen/De Moor/van Zanden (eds.) (2008), pp. 19-44. 一八世紀の新しい経済状況下での女性労働について Hafter, D. M./Kushner, N. (eds.) (2015), *Women and Work in Eighteenth-century France*, Baton Rouge, 545°.
- (19) Solà, A. (ed.) (2017 en prensa). (註(9)参照)
- (20) 七つのギルドについて 山道 (二〇一四) 六五—六六頁。ペール織り職人ギルドについて Molas (1970), pp. 453-498。ストックキング製造者ギルドについて *ibid.*, pp.

「ギルドの再評価」と徒弟制度

511-518.

- (12) ペール織り職人ギルドの規約を、AHCB, CAMS (*Col. legi de l'Arte major de la seda*), *Velers*, AMN-C-52, 01-04 (一六三三) 一六八五年など一七世紀までの規約や一部条項の改訂; 01-01-11 (一七三六年の規約) 一七六三年より一八二五年の印刷; 01-01-13 (一七六九年の改訂); 01-02-15 (一七六七年の改訂) など。ストックキング製造者ギルドの規約は、AHCB, *Junta de Comerç*, vol. 15, ff. 1-9 (一七五二年規約のコピー、以下何年の規約であっても記載); 35-49v. (一七七六年); 104-111 (一七八八年); 187-214 (一七八〇年); AHCB, *Forés*, 1008/20, 22/julio/1770 (一七七〇年); *Morelló*, 1117/50, ff. 115-122 (一八一六年)。ペール織り職人ギルドの徒弟・職人・親方登録名簿は、AHCB, *Gremis, Fons Gremial Especial, Velers*, 2B-42-5, “Llibre ahont son continus las entradas de Apraments, Mestrias y llogaters de las casas” (1788-1834).
- (22) 今回判明し利用した、各ギルドの記録を担当した公証人は下記の通り(カッコ内は担当時期)。ペール織り職人ギルド: J. Sanjoan (1770-1771, 1781-1803); C. Rondó (1772-1773); J. A. Catà (1804-1820); M. Lafont (1820-1834)。ストックキング製造者ギルド: B. Forés (1770-1775); V. Gibert (1776-1790); J. Morelló (1790-1817); J. Morelló i Mas (1825-1838)。機糸工ギルド: B. Forés (1760-1775)。
- (23) スラーの一七六〇年の記録を対象とした調査によれば、

同時期のバルセローナの手工業ギルドのうち、徒弟契約に際して文書が交わされたのは二割程度にとどまる。Solà, A./Yamanichi, Y. (2015b), “Los contratos laborales de los artesanos de Barcelona de los mediados del siglo XVIII a mediados del siglo XIX”, *comunicación a las XV Jornadas de Historia del Trabajo*. (口答発表 未刊行)

- (24) 共同研究の成果については以下の二本の論文を参照：Solà, A./Yamanichi, Y. (2016), “Ofici i Família a Barcelona, 1790-1817. El cas de tres gremis seders”, *Actes del VII Congrés d'Història Moderna de Catalunya: «Catalunya, entre la guerra i la pau, 1713, 1813»* (Universitat de Barcelona, 17-20, desembre, 2013), pp. 631-650. 以下 Solà, A./Yamanichi, Y. (2015a), “Entre el aprendizaje y la maestría. El caso del gremio de velers de Barcelona, 1770-1834”, *Àreas. Revista internacional de ciencias sociales*, 34. 前者は第7回「カタルーニャ近世学会」(二〇一三年)での報告に加筆したもので、一七九〇年から一八一七年までのベール織り・リボン織り・ストックキング製造の親方資格授与記録と遺言書により、職業の継承と家族について論じた。ただしベール織りギルドの親方資格授与記録は一八〇三年までしか扱えていない。後者『アレアス』ギルド研究特集号所収論文)は、「徒弟と親方の間」と題して、その後の調査によるベール織り職人ギルドについての研究をまとめたもので、一七七〇年から一八三四年までを対象とし、徒弟契約についても扱っている。

- (25) 個人の同定には、名前だけでなく、出身地、父母の名前、父親の職業などの情報を使用した。

- (26) AHCB, CAMS, *Velers*, AMM-C-52, 01-01-11. なお、親方一人当たりの徒弟の数は、一七三三年の規約では二人を上限とするようになっている。ibid., AMM-C-52, 01-01-04.

- (27) 一七七六年の規約草案では登録料は六リウラとなっている(第七条)。また、親方の息子にはこの納入金を免除するが、それ以外の条件は同じとする(第十五条)。AHCB, *Junta de Comerç*, vol. 15, ff. 35-49v.

- (28) 建設業は、病院等の工事の支払い帳簿が残っていることから、賃金を知ることができる数少ない業種である。Vilar, P. (1976), “Transformaciones económicas, impulso urbano y movimiento de los salarios: La Barcelona del siglo XVIII”, en *Crecimiento y desarrollo*, Barcelona 3ed., pp. 206-214.

- (29) Franch, R. (2014), “Los maestros del colegio del arte mayor de la seda de Valencia en una fase de crecimiento manufacturero (1686-1755)”, *Hispania*, vol. LXXIV, núm. 246, p. 46.

- (30) リウラ(リブラ)は二〇ソウ(スエルド)・一二デイナー(ディネロ)が一ソウにあたる(貨幣単位はカタルーニャ語を使用、カッコ内はスペイン語。カタルーニャの一リウラ(銀本位)は、ほぼカステイリヤの一〇レアル(金本位)に相当する)。

- (31) 一七五二年の規約には三〇リウラとあるが(第一四条)、一七七〇年のギルド総会で六〇リウラに改正されて

いる。AHPB, *Forés*, 1008/20, 22-julio-1770. 筆者が参照した一七七〇年から九〇年の親方資格授与記録によると、実際に支払われていた金額は、親方の息子・娘婿でない場合には手数料を合わせて六五リウラ、親方の息子・娘婿は手数料のみであった。

- (32) 一七三七年の規約によれば六〇リウラ（第五条）だが、ギルドの登録名簿によれば、親方の息子・娘婿でない職人が実際に支払っている額は、一八二四年までは一〇〇リウラ、二五年以降は五〇リウラで、親方の息子・娘婿の場合には変更なく一ニリウラソウだった。一七八九年以降はこれに加え、各種の例外的な料金設定が出てくる。²⁹ Solà/Yamanichi (2015a), pp. 86-87.

- (33) AHCB, *Junta de Comerç*, vol. 15, ff. 35-49v.

- (34) AHPB, *Sau Joan*, 1092/9, ff. 3v-4.

- (35) 例えは、AHPB, *Forés*, 1008/9, ff. 40v, 42v, 66v, 68v, 75, 77, 79, 81（いずれも一七六二年）。一年あたりの徒弟の飲食代等の費用はおよそ三〇リウラとなることから、賃金を支払われない場合の徒弟に対する一年あたりの報酬はおよそ三〇リウラ程度（一七六〇年代）で、インフレ率を考慮に入れると一八世紀末でおよそ五〇リウラ程度と計算できる。

- (36) 皮鞣し業や出版業の場合、一般の条件と異なる徒弟への賃金などを約束する場合に文書での契約が結ばれる例が多かった。これらのなかには高額の賃金が約束されているケースもあり、徒弟契約を利用してギルドに所属する職人以外の労働者が雇われた場合があることがわかった。

「ギルドの再評価」と徒弟制度

だ。Solà/Yamanichi (2015b)。なお、一八世紀マドリードの手工業者の徒弟契約を体系的に調査したニエトラによれば、マドリードではより詳細な待遇が明記される場合が多かった。Nieto Sánchez, J. A./Zóñigo Llorente, J. C. (2014b), “El acceso al aprendizaje artesano en Madrid durante la Edad Moderna”, Castillo, Santiago (ed.), *El mundo del trabajo y el asociacionismo en España. Col·legia, gremios, mutuas, sindicatos. Actas del VII Congreso de Historia Social de España*, Madrid, 24 al 26 de octubre de 2014, (CDRom). 同論文冒頭には、仕立師の徒弟が眠るベットのについての記述が引用されている³⁰。

- (37) Epstein (1998/2008), p. 60.

- (38) De Munck, B./Solý, H. (2007), “Learning on the Shop Floor” in *Historical Perspective*, in De Munck/Kaplan/Solý (eds.), p. 12.

- (39) AHCB, *Junta de Comerç*, vol. 21, ff. 1-8 (1769) : 15-31 (1770-75).

- (40) *ibid.*, vol. 17, ff. 141-157.

- (41) 親方の死亡その他の理由で規約が定める徒弟期間を満了しなかった場合、その徒弟は他の親方の下で残りの期間の修行を行った。ベール織り職人の場合には複数回の契約を結んだ徒弟の数は一割を超え、今回収集した契約の文書数は一二二件、本人および両親の姓名・出身地・職業などから同一人物と判断されたもの（一七七件、全体の一五・七八％）を引くと、徒弟の人数は九四五人であった。

- (42) 一八二五年以降、経済活動の自由化を進めようとする王権の求めにより、当該ギルドで徒弟修行を行っていないくても能力がある者に親方資格を出すようになる。(王権は一七七七年に、全国のギルドに対してスペイン国内やカトリックの外国で修行を行った親方や職人の加入を認めるよう命じた王令を出すのであるが、ギルド規約やローカルな慣行がすぐに改められることはなく、九七年に再度、他所での親方資格を持つ者の受け入れと、ギルドの親方試験を受けることを希望する者に誰でも試験を受けさせることを命じる王令が出されている。)この結果、ペール織り職人ギルドではマンレザから多くの同業の親方の加入が見られ、ギルドの名簿に「マンレザ人」というカテゴリーが作られる。その他の加入は一人のレウスの同業親方と、バルセローナのベルベット織りギルドの親方である。ストックキング製造者ギルドでは、従来から冬期にバターと一緒に木綿やウールのストックキングなどを行商に来ていた「サルダーニヤのバター売り」に対し、二二リウラをギルドに納めることで、バルセローナ市内にストックキングなどを売る店を開くことを許可する。一七七七／九七年の王令について、Herr, R. (1969), *The Eighteenth Century Revolution in Spain*, Princeton, p. 126; La Force (1965), pp. 77-78. 「サルダーニヤのバター売り」についてのストックキング製造者ギルド総会での決定は、AHPB, *Morelló i Mas*, 1222/6, ff. 113v., 118 (1828).
- (43) AHPB, *Gibert*, 1072/13, any 1789, ff. 3-8. 親方の総数は定められていないが、親方資格試験の前に身元保証人となる親方がギルドの役員会に申請する決まりになっており、通常の年には何らかのコントロールが働いていたと考えられる。
- (44) Solà/Yamanichi (2015a), pp. 82-83. ただし、地理的な分布については、同論文執筆後により詳細に出身町村単位での分析をし直した。
- (45) 一七七〇年から一八三四年の同ギルドの親方資格取得者のうちの市内出身者の割合は、一七九〇年代に五五％台に落ち込むものの、他の時期には一貫して六〇％を超えていた。Solà/Yamanichi (2015a), Cuadro 5.
- (46) 契約途中でドロップアウトした者もいると考えられるが、これを検討する史料を見つけることはできなかった。デ・ムンクとソリーによれば、アンシャンレジーム末期のフランスでは、史料を得られるギルドの徒弟のうちの三〇％程度、一八世紀から一九世紀のウイーンでは二〇％(製本業)から五七％(錠前工)の徒弟が契約期間を満了しなかった。De Munck/Solà (2007), pp. 9-10.
- (47) AHC, *Gremis, Fons Gremial Especial, Vellers*, 2B-42-5. ギルドへの登録料は一リウラ四ディネーと安かったため、登録せずに働いた者が多くいたとは考えにくい。
- (48) 山道(二〇一四)、六八一六九頁。使用した遺言書は親方および職人の文書三二〇件、妻および未亡人の文書二二二件である。
- (49) バルセローナでマンレザを中心とした徒弟制度による地理的な移動について、Solà, A./Viros, Ll./Yamanichi, Y. (2016), "Inmigración y producción sedera en Barcelona,

1770-1834", comunicación al XI Congreso de la ADEH, Cádiz, 21-24 de junio 2016. (口答発表、未刊行)

- (50) 労働力の移動と技術伝播の範囲については、エプスタインも、宗教改革後の多くのユグノーのジュネーブやイングランドへの移民など、半ば強制的な移動の場合には国境や言語圏を超えての移動と技術伝播が起こるが、自然な移動はあくまでも制度的文化的に同質な範囲内で起こると述べる。Epstein (1998/2008), pp. 75-76.

- (51) モラル・ロンカルによれば、マドリードの手工業ギルドの親方のなかで史料を得られた六四三人のうち、同市および現在同市に含まれる同市近郊の出身者は三七・八%にとどまった。Moral Roncal, A. (1998), *Gremios e inversión en Madrid (1775-1836)*, Madrid, p. 99. また、ニエトの最近の研究によれば、同市出身者の割合はギルドにより異なり、最も低い仕立て師ギルドの場合、市内出身の親方は一七二〇年に一七%、一七九〇年に二一・一%だったが、大工ギルドの親方では同じ年に四二・九%、六五・三%だった。Nieto Sánchez, J. A. (2013), "El acceso al trabajo corporativo en el Madrid del siglo XVIII: una propuesta de análisis de cartas de examen gremial", *Investigaciones de Historia Económica*, 9, pp. 101, 103-104. バレンシアの絹織物ギルドの場合、フランコによれば、一六世紀後半には親方の息子が三分の一、それ以外の「地元」出身者が四割強で、「余所者」と外国人は合わせて二割から三割程度だったが、一七世紀後半以降ギルドは閉鎖性を強め、スペイン継承戦争後には地元出身者(親方

の息子を含む)が九割を超えるようになった(「地元」はバレンシア王国、「余所者」はそれ以外のスペイン人を指す)。バレンシアの場合、工房は大半が市内にあったものの、ギルドはバレンシア王国/地方全体を対象とし、市内出身者であるか否かの別はわからない。Franch (2014), pp. 45, 49.

- (52) 一七七〇年から一八一七年の遺言書による絹を扱う手工業者全体を対象とした分析でも、ほぼ同様の結果が得られた。山道(二〇一四)、六七―七〇頁。

- (53) 親方や職人の妻の遺言書を分析して明らかになったところによれば、バルセローナの絹産業の開放的な特性は、親方や職人の結婚戦略にもあてはまり、同業の家庭の間での婚姻は少なく、エンドガミーは限定的だった。山道(二〇一四)、七一―七三頁。

- (54) Wallis, P./Webb, C./Mims, C. (2010), "Leaving home and entering services: the age of apprenticeship in early modern London", *Continuity and Change*, 25(3), p. 378.

- (55) 前述の研究においてウォリスたちが行った調査は驚異的である。彼らはロンドン(シティー)の七八ギルドの徒弟名簿の情報(一五七五年から一八一〇年の一八万五〇三二人分)を、*International Genealogical Index (IGI)* の洗礼データとクロスさせ、二万二二五六人分の徒弟開始年齢に関するデータを得ている。

- (56) 二五歳未満という記述がでてくるのは、当時のバルセローナの法制度で十分な責任能力を問われない年齢であるが、徒弟が親方の家の物を盗んだり壊したりしたとき

に賠償責任を負うことを明示するためである。ただし一七八五年以降の文書にはほとんど見られなくなる。

(57) Solà/Yamanichi (2015a), pp. 87-88.

(58) デ・ムンクとソリーによれば、一八世紀のバリおよびウィーンでは平均して一二歳から一四歳、ベルリンでは一四歳から一六歳、一七世紀から一八世紀のアントウェルペンでは一二歳から二五歳と年齢の幅は広がったものの、平均すると一五歳から一六歳だった。シュタイデルによれば、一八世紀のウィーンの絹織物業では一三歳から一五歳であり、一〇歳未満の事例はなかった。ウォリスらの挙げる例によれば、一八〇〇年頃のハンブルクの大工ギルドでは一八歳か一九歳だったが、フィレンツェの孤児院では六歳か七歳で子供を徒弟修行に出したという記録もある。彼らのロンドンについての調査によれば、業種と時代による差は大きくあるものの、一六世紀末には一八歳だった平均年齢が、一九世紀初めには一五・五歳に下がったという。De Munk/Soly (2007), pp. 17-18; Steidl, A. (2007), "Silk weaver and purse maker apprentices in eighteenth and nineteenth-century Vienna", in De Munk/ Kapan/ Soly (eds.) (2007), p. 142; Wallis/ Webb/ Minns (2010), pp. 379, 389.

(59) AHPP, *Forés*, 1008/7-9.

(60) Franch (2014), p. 65.